ごみ処理手数料について

答申

平成17年9月 豊島区リサイクル・清掃審議会

目 次

はじ	じめに	•		•	 •	•	•	1
I	ごみ処理手数料について	•	•	•	 •	•	•	2
1	現行の手数料							
2	手数料の改定							
3	家庭ごみの有料化							
Π	事業系・粗大ごみ処理手数料について	•	•	•	 •	•	• .	4
1	事業系ごみ処理手数料							
2	粗大ごみ処理手数料							
Ш	家庭ごみの有料化について	•	•	•	 •	•	•	8
1	現状							
2	家庭ごみの有料化への提言							
3	個別項目の検討結果							
おわ	o h 1=	•	•	•	 •	•	•	1 5
資	料							
	資料1 有料化手法の検証							
	資料 2 主な有料化手法							
	資料3 他自治体の状況							
附属	· 資料							
	附属資料1 諮問文(写)							
	附属資料2 これまでの審議経過概要							

附属資料3 豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿

はじめに

豊島区リサイクル・清掃審議会は、平成15年9月に、区長より「繁華街における収集モデル事業の検証について」及び「ごみ処理手数料について」の諮問を受けた。

「繁華街における収集モデル事業の検証について」は、16年3月、 審議会の考えをとりまとめ、既に区長へ答申を行った。

「ごみ処理手数料について」は、12年の清掃事業の区移管以降、 既に5年以上経過し、東京都時代から通算すると10年以上改定され ておらず、社会経済状況の動向からも改定の必要性が高まっている。

また、家庭ごみは、現在、多量排出等を除いて無料であり、ごみ減量の努力が報われるシステムとなっていない状況がある。国等の動向も踏まえ、環境負荷の低減に向けたごみ減量施策を強く進めていくため、有料化のあり方について検討していくことが課題となっている。

ごみ処理は、区民の日々の生活に深く関わる課題であることから、本審議会ではその手数料のあり方について、慎重かつ十分に審議を重ねてきた。そして去る17年3月に、一定の方向と基本的な考えを「中間のまとめ」として区長に報告を行った。

本答申は、この「中間のまとめ」に基づき、さらに検討・審議を行い「ごみ処理手数料について」、「事業系・粗大ごみ処理手数料について」、「家庭ごみの有料化について」の大きく3つの分野に分けて提言をとりまとめたものである。

I ごみ処理手数料について

1 現行の手数料

清掃事業の区移管前、東京都では、家庭ごみの排出が1日平均10kgを超える量に対して、ごみ処理手数料の徴収を行っており、移管後、23区も家庭ごみについては同様の取扱いとしている。

また、粗大ごみ収集については、200kgまで無料とされてきたが、 平成3年7月から、1kg以上を有料として品目別に単価を設定し、徴収を開始した。清掃移管後23区は、16年に粗大ごみの形態の変化に応じた新たな品目を追加し、単価の見直しを行っているが、手数料額自体の見直しは行っていない。

一方、事業系ごみは、家庭ごみと同様に1日平均10kgを超える量の排出について有料であったが、8年12月から全量有料化され、有料ごみ処理券による徴収方式となり、23区も同方式を引き継ぎ現在に至っている。なお、し尿処理手数料は、これまで無料であった部分のうち、10年7月から、ビルピット汚泥等が有料化されている。

現在、区では上記以外にも臨時に排出する家庭ごみ、動物死体等について手数料を徴収している。(表 1 参照)

【表1 現行手数料額】

現行手数料	種 類	徴収対象	
28.50 円 / kg	家庭 ごみ	1 日平均 10 kgを超える量を排出する場合 粗大ごみ 臨時に排出する場合	
20.00 J / Kg	事業系ごみ	事業系一般廃棄物等 あわせ産廃	
2,600円/頭	動物の 死体	その土地又は建物内の動物の死体を自らの 責任で処理できない場合	

2 手数料の改定

ごみ処理手数料の基本は、行政サービスを受ける区民や事業者がその経費を負担するという、受益者負担の考え方に基づいている。手数料額の設定については、原価を基本とし、手数料額が実際のごみ処理原価と著しく乖離した場合には、手数料額について適宜見直しが必要である。

東京都が清掃事業を担っていた期間、若干の長短はあるものの、概ね4~5年ごとに手数料額の見直しが行われてきた。

しかし、清掃事業移管後も23区では、ごみ処理原価との乖離が拡大しているにもかかわらず、平成6年以降手数料額の改定がされていない。(表2参照)

【表2 手数料額とごみ処理原価比較】

現行手数料額(平成6年~)	ごみ処理原価			
29 50 EU / kg	平成15年度	56.37 円 / kg		
28.50 円 / kg	平成6年改定時	50.32 円 / kg		

²³区の実績平均値

3 家庭ごみの有料化

昭和30年代後半からの日本経済の高度成長を背景として、ごみ量が急増したことにより、最終処分場の逼迫や環境への影響等が社会問題となったため、ごみ減量施策の一つの手法として家庭ごみの有料化を導入する自治体が近年増加している。

23区の家庭ごみは、1日平均10kgを超える量の排出について既に有料化されているが、ほとんどの家庭ごみはこの基準に達していないため、事実上無料の取扱いとなっており、排出抑制に結びつかない現状にある。このため、最終処分場の延命化等を含め、ごみ減量の手法の一つとして、家庭ごみの有料化の必要性が高まっている。

Ⅱ 事業系・粗大ごみ処理手数料について

1 事業系ごみ処理手数料

1) 現状

事業系ごみは、1日平均10kgを超える量の排出について有料とされていたが、事業者の自己処理責任の原則、 ごみの排出抑制、再利用、再資源化の促進、 排出量に応じた手数料徴収などを目的として、平成8年12月から有料シール制による全面有料化へと改定された。

2)事業系ごみ処理手数料への提言

事業系ごみ処理手数料については、事業者の自己責任や受益者負担の考え方に基づき、手数料額とごみ処理原価が同等になることが望ましいという観点から、手数料額等のあり方について検討を行った。また、中小事業者対策として区が行っている事業系ごみ(日量50kg 未満)の収集についてもあわせて論議した。

この結果、現行手数料額とごみ処理原価との乖離の拡大や改定による事業者への影響等を考慮し、一定の見直しをする必要があるとの考えに至った。しかし、23区の区長会として同様に改定の必要性が出され、18年を目途として改定の検討に着手したことから、本審議会としてはその動向を見守ることとした。

3)その他意見

事業者の排出責任を明確にするため、現在、区が収集している事業系ごみを民間の許可業者収集へ誘導する必要がある。

事業系有料シールの適正貼付への対応が必要である。

区が収集する事業系ごみ(日量50kg未満)の基準を見直す必要がある。

2 粗大ごみ処理手数料

1)現状

粗大ごみ処理手数料は、一時に200kgを超える量の排出について 有料であったが、平成3年からは200kg以下についても品目別に手 数料額が設定された。また、10年10月からは、手数料徴収が簡便 になされるよう有料シール制が導入されている。

手数料額は品目の重量を基準として算出されており、清掃事業移管後の16年には、23区で新たな品目の追加等を行っているが、その基準となる28.5円/kgの手数料額自体は、今日まで見直しされていない。

2)粗大ごみ処理手数料への提言

粗大ごみ処理手数料については、受益者負担の考え方に基づき、手数料額とごみ処理原価が同等になること、事業系ごみ処理手数料に準じていること、従来、重量を基本とした算出方法であること等を踏まえ、手数料額等のあり方について検討を行った。

この結果、現行手数料額とごみ処理原価との間に乖離が拡大しているため、手数料額の改定が必要であるとの考えに至った。

改定にあたっては、これまでの重量を基本としつつも、容量等も加味した手数料とすること、粗大ごみの形態の変化に応じた品目基準の見直しを検討することも必要である。

なお、事業系ごみ処理手数料と同様、23区の区長会として、粗大 ごみ処理手数料についても検討しており、その結果、粗大ごみ処理手 数料については、各区の実態に合わせた検討を進めるという方針が示 されている。

3)その他意見

粗大ごみの中には、十分使える品物もあり、積極的に再利用を図っていくことが必要である。

Ⅲ 家庭ごみの有料化について

1 現状

家庭ごみの有料化については、国、東京都の審議会で導入に向けた 提言がなされており、また、多くの自治体で有料化が導入されている。

平成17年2月、環境省の中央環境審議会の意見具申では、「一般 廃棄物処理における有料化は、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図 れること、住民の意識改革につながり、一般廃棄物の発生抑制等に有 効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されていることから、 国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の 導入を推進すべき。」としている。

また、東京都廃棄物審議会では、最終処分場の確保・延命化を目的として、ごみの発生抑制を促進するため「区市町村に対しても発生抑制やリサイクルを推進するよう、家庭ごみ有料化について働きかけるべきである。」としている。

23区の区長会においても、家庭ごみの有料化についての検討がなされ、「各区が効果的な有料化の施策の実現を目指すことが必要である」としており、既にいくつかの区においても有料化に関する審議会答申がなされている。

なお、多摩地域では、最終処分場の延命化がより緊急な課題とされ、 10年10月の青梅市の導入をはじめとして、その後、市長会において家庭ごみの有料化導入が合意されたこと等もあり、16年度までに 12市が家庭ごみの有料化を導入している。

2 家庭ごみの有料化への提言

本審議会では、国、東京都の動向をはじめとする現状・課題等の調査を行うとともに、既に家庭ごみの有料化を実施している多摩地域2 市(日野市、東村山市)の視察を行った。さらに、委員以外の関係者から廃棄物政策の状況や最終処分場の延命化の必要性について説明を受ける等、様々な視点から検証した。

現在、東京都が設置・管理している最終処分場は、新海面処分場を残すのみとなっており、23区の内陸部や東京湾内に新たな最終処分場を確保することは極めて困難である。清掃事業移管の際、特別区は最終処分場の延命化のための施策を展開することが求められており、最終処分場を一年でも長く使用していくことは、今日、全ての自治体に課せられた使命でもある。また、最終処分場の延命化の他、清掃工場における環境負荷を軽減するためには、資源リサイクルを推進し、焼却すべきごみの減量を図る必要がある。

豊島区では、長い歴史を持つ集団回収や他区に先駆けた8品目12 分別の資源回収(新パイロットプラン)を実施する等、ごみ減量に積 極的に取組んできた。

しかし、未だごみの中に資源が排出されており、ごみ量もここ数年は横ばいとなっている。また、リサイクルを積極的に実践する者と実践しない者との公平性や清掃工場等に係る23区共同処理の経費についても各区のごみ量に応じた負担のあり方が提起されている等、新たなごみ減量手法の検討は避けて通れないものとなっている。

こうした今日の状況と課題を踏まえ、本審議会は、ごみ減量を進める上で、家庭ごみの有料化という視点を置きつつ、広くごみ減量のあり方についても論議を行った。

この結果、第1に家庭ごみの有料化は区民の経済的負担等を伴うものであるが、最終処分場の延命化や環境負荷の低減に向けて、更なるごみの減量が不可欠であり、ごみ減量の有効な手法として家庭ごみの有料化を導入することが必要である。

有料化については、排出量に応じた経費負担の公平化の観点からも、 ごみ減量やリサイクルに努力する区民が報われる制度を導入し、リサ イクル意識を高めていく施策を推進すべきである。

また、具体的な有料化の手法として、排出されるごみの一定量を無料とするか全量有料とするか、あるいは、手数料徴収の方法としてシール方式か袋方式か等の組み合わせについても検討した。(表3参照)今後、豊島区にあっては、モデル実施等を行い、区民負担の公平性やごみ減量の効果、制度の分り易さ等の様々な視点に基づき、区民の声にも十分配慮し、豊島区の地域特性に合った制度づくりに着手されたい。

第2に、この有料化導入を契機に、現在、豊島区において実施している新パイロットプランを有効に活用するとともに、生ごみ等を減量するための取組みや新たな資源回収品目の設定等、ごみ減量・リサイクル推進に向けて、区民と一体となった取組みを展開すべきである。また、ごみ減量やリサイクルの促進、環境保全に向けた普及啓発についても、あわせて推進していく必要がある。

第3に、ごみ減量等は、区民や行政だけではなく、物を生産する事業者を含めた取組みが大切であり、今日、各方面で指摘されている拡大生産者責任のあり方について、区として引続き国等へ積極的に働きかけていくべきである。

【表3 有料化手法の組み合わせ】

	料金体系	課金媒体
A案	一定量無料	有料シール方式
B案	一定量無料	有料指定袋方式
C案	全量有料	有料シール方式
D案	全量有料	有料指定袋方式

有料化における具体的な手法の検証や組合わせの特徴等については、「資料1」及び「資料2」に掲載している。

3 個別項目の検討結果

本審議会では、前述の提言を行うにあたり、次の各項目について以下のように検討した。

1)家庭ごみの有料化の効果

有料化によりごみ量が減少した後、徐々にごみ量が増えるというリバウンド等の問題が指摘されている。しかし、ごみをできる限り少なくし、資源として分別するという行動が促進されることから、リサイクルの推進・ごみ減量の効果が期待できる。

また、区民のごみに対する意識についても、有料化により自らの問題として捉える契機として有効であり、マイバックの利用やごみとならない詰め替え商品を選択する等ライフスタイルの見直しにもつながる。

一方、事業者においても、家庭ごみが有料になることにより、有料シールの適正貼付等、排出者責任の意識が強まるという効果も期待できる。

2)有料化の対象範囲

環境省の中央審議会では、容器包装廃棄物についても「家庭ごみの 有料化にあわせて有料とすべき」、「他の一般廃棄物よりも低い額の設 定が妥当」等の考え方が示されている。

しかし、豊島区が有料化を導入する際は、資源回収品目を無料とすることにより、ごみの中に混入している資源物を資源として回収することができ、ごみ減量に寄与することから、資源回収品目は有料化の対象外とすべきである。

3)手数料額の設定

手数料額については、ごみ処理原価が基本であるが、多摩地域等では、処理原価だけでなく、家庭の負担感を考慮した料額設定としている。

豊島区においても区民の負担感を十分考慮し、経済的インセンティブによるごみ減量や分別促進の効果が期待できる額とすべきである。特に、現下の厳しい財政状況から区の財源確保を目的とした有料化の導入と誤解されない手数料額とすべきである。

有料化による手数料の収入については、ごみ減量、リサイクル、環境事業の経費等に活用すべきであり、このことが有料化導入について 区民の理解を得ることにつながると考える。

4) 有料化手法の検証

本審議会では、ごみの全量を有料とするのか、一定量までは無料とするのか、また、現在、事業系ごみや粗大ごみで行っている有料シール方式によるごみ処理手数料の徴収とするのか、多摩地域等で導入されている有料指定袋方式による徴収とするのか、既述した4つの手法の組み合わせについて検討を行った。

導入にあたっては、4つの手法を含め有料化のモデル実施を行い、 その結果を十分に分析した上で、豊島区の地域特性に合った手法を決 定すべきである。

なお、レジ袋がごみ袋として使用されている現状から、有料化の手 法については、レジ袋の取扱いについても十分留意する必要がある。

5)ごみ減量施策等の充実・強化

ごみ減量の推進のためには、有料化施策だけではなく、ごみ等の減量に向けた取組み強化と資源回収の充実等の施策が必要である。

豊島区では、他自治体に比べ資源回収が充実しているが、まだごみの中に、資源として回収されるべきものも残されている。有料化を契機として、更にごみの中の資源物をリサイクルに振り向けることや可燃ごみの約35%を占める生ごみを各家庭において減量化するため、生ごみ処理機の普及等、減量化対策の取組み強化が必要である。あわせて蛍光灯等を含めた新たな資源回収品目を設定すること等、資源回収の更なる充実・拡充を図っていく必要がある。

なお、今後、区民ニーズに応えた清掃事業推進のため、粗大ごみの日曜収集のように、可燃ごみの午前中収集や戸別収集等、今後のごみ収集のあり方についても検討が必要である。

6)区民等の理解と協力

ごみ減量を進めるには、区民・事業者の意識改革が基本となる。そのために、豊島区は、区民や事業者と直接ふれあう啓発やホームページ、リーフレット等の広報媒体を活用した啓発等、様々な機会をとらえ、各主体の実践行動に結びつける普及啓発への取組みを行う必要がある。

とりわけ、家庭ごみの有料化によって、ごみ減量・リサイクル推進の効果を得るためには、区民の理解と協力が不可欠である。実施にあたっては、ごみ・リサイクルの現状と課題、有料化の目的等を十分に周知するとともに、区民の協力を得られやすい制度を構築していくことが必要である。

今後、区として具体的な制度の検討を進めるにあたっては、モデル 実施の結果を踏まえ、区民との協議の場づくりにも配慮すべきである。

7) 不法投棄等への対策の充実

家庭ごみを有料化した場合、費用負担を避けるために隣接区や空き 地への不法投棄やルールを守らないごみの排出等が懸念される。

現在、区内を巡回し不法投棄等の撤去・調査を行う「不法投棄パトロール」を実施しているが、家庭ごみの有料化の際は、更なる対策強化のため、不法投棄パトロールの充実、不法投棄110番等の設置、警察や地域との連携強化等の体制を整備する必要がある。

8)導入において配慮すべき事項

これまで家庭ごみの有料化の手法等について、多岐にわたり分析・ 検証を行ってきたが、家庭ごみの有料化を導入する際には、次の点に ついて配慮する必要がある。

繁華街や狭あい道路の存在や大規模マンションの増加等、区の住 居環境を考慮した手法とする必要がある。

単身・外国人世帯への対応について十分に配慮する必要がある。 現在、事業系ごみや粗大ごみで行われている有料シール方式等、 現行のシステムとの整合性に配慮する必要がある。

手数料の減免措置等について考慮する必要がある。

9)法的解釈

地方自治法 2 2 7条では、「地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされている。清掃事業が特定の者に対するものかどうかで解釈が分かれているが、環境省は昭和 4 1年の金沢地方裁判所の判決等を論拠とし、ごみ処理サービスが住民各自の利益のためになされる役務の提供があるとの見解等から、法に違反しない旨の通知を出しており、有料化は法的に問題はないものと判断した。

なお、手数料徴収の法的整備については、必ずしも今の時代背景に 合った整備が進んでいないとの意見もある。

おわりに

2 1世紀は「環境の世紀」と言われており、地球温暖化対策等の国際的な取組みが強く求められている。ごみ処理や環境に係わる分野では、最終処分場の逼迫や天然資源の枯渇等が一段と深刻となり、循環型社会の構築は緊急の課題とされている。

このような社会情勢の中、豊島区のリサイクル・清掃事業においては、区民、事業者、行政の三者がそれぞれの責任と役割を果たすとともに、相互に協力し合い一体となってごみ減量・リサイクルの推進に取組む必要がある。

この審議会答申が、今後のリサイクル・清掃事業に広く寄与することを願い、区として有料化等の推進体制を整備し、施策実現に向けての更なる努力・検討を行うことを期待する。



有料化手法の検証

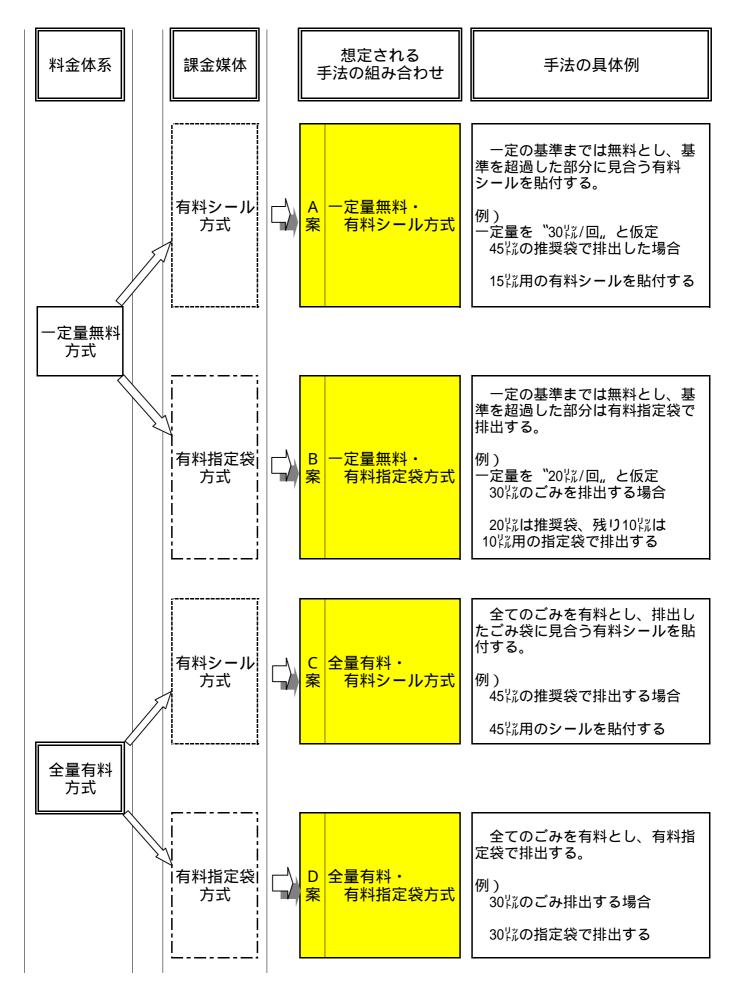
1 課金媒体(料金を徴収するための手段)

課金媒体	メリット	デメリット
	現行の事業系有料シールのシステ ムのノウハウ等が利用できる。	袋とシールの両方を購入すること になるため、2重の負担感がある。
シール方式	推奨袋やレジ袋が利用できる	料金不足が発生する可能性がある。
	袋よりも店のスペースをとらない ため販売コスト等が安くなる。	収集時の確認作業が難しい。
指定袋方式	容量(基準)が明確であるため、分 り易い。 収集時の確認作業が比較的容易。	新たなシステムの構築が必要になる。 推奨袋やレジ袋を廃止する必要がある。 一業者の独占になるため、現行の推 奨袋登録業者に影響する。

2 料金体系

料金体系	メリット	デメリット
一定量無料	ごみ減量努力が報われるため、区民の理解が得やすい。 パ 伯ットプ ランを有効に活用できる。 現行の手数料で対応が可能である。 他区や隣接区への影響がほとんどない。 推奨袋やレジ袋の利用が可能である。	全量有料よりごみ減量効果が小さい。 制度が全量有料より複雑である。 一定量の基準の決定が難しい。 世帯当たりの人数が多い世帯に不 利になる場合がある。 人口流動が大きいため事前配付等 の管理が困難である。
全量有料	ごみ減量効果が大きい。 ごみ量に比例した課金となる。 制度が単純で分り易い。	歳入目的と誤解される恐れがある。 税金との2重の負担感が生じる。 現行手数料の見直しが必要となる。 手数料、不法投棄等他区へ影響する。 推奨袋・レジ袋の利用が難しい。 不適正排出者に対する徹底した指導が必要になる。(外国人・単身等の対応)

主な有料化手法



他自治体の状況

自治体名	開始時期	実施効果	導入 手法	手数料根拠
青梅市	平成 10 年 10 月	全体 19%減 (9年度と11年度の1年間の比較)		収集運搬経費の約 1/3
日野市	平成 12 年 10 月	全体 34%減 (11年10月からの1年間と12年10 月からの1年間の比較)		1 世帯当り 500 円程度/月
清瀬市	平成 13 年 6 月	全体 8%減 (12年6月からの1年間と13年6 月からの1年間の比較)		中間処理、最終処分費の約 1/3
昭島市	平成 14 年 4月	全体 12%減 (13年度と14年度の1年間の比較)		収集運搬、中間処理、最終処 分費の約 1/4
福生市	平成 14 年 4月	全体 10%減 (13年度と14年度の1年間の比較)		事業系一般廃棄物手数料の 約 1/3
東村山市	平成 14 年 10 月	全体 10%減 (13年10月から14年3月までと14 年10月から15年3月までの6ヶ月 間の比較)		収集運搬、中間処理、最終処 分費の約 1/5
羽村市	平成 14 年 10 月	全体 11%減 (13年10月から14年3月までと14 年10月から15年3月までの6ヶ月 間の比較)	全量有料・袋方式	収集運搬、中間処理、最終処 分費の約 1/3
調布市	平成 16 年 4月	-	袋 方 式	-
あきる野市	平成 16 年 4月	-		-
八王子市	平成 16 年 10 月	-		1 世帯当り 500 円程度/月
武蔵野市	平成 16 年 10 月	-		1 世帯当り 500 円程度/月
稲城市	平成 16 年	全体 17%減 (15年10月から16年1月までと16 年10月から17年1月までの4ヶ月 間の比較)		1 世帯当り 500 円程度/月
小金井市	平成 17 年 8 月	-		1 世帯当り 500 円程度/月
町田市	平成 17 年 10 月予定	-		-
狛江市	平成 17 年 10 月予定	-		-

一附属資料一



15 豊清計発第 51 号清 環 豁 第 1 号平成 15 年 9 月 11 日

豊島区リサイクル・清掃審議会



繁華街における収集モデル事業の検証とごみ処理手数料について (諮問)

豊島区廃棄物の発生抑制・再利用による減量及び適正処理に関する条例に基づき、下記事項について、諮問する。

1、 諮問事項

- ① 繁華街における収集モデル事業の検証について
- ② ごみ処理手数料について

2、 諮問理由

本区は第一期リサイクル・清掃審議会において、現在の繁華街収集のあり方 についての見直し等の検討を重ね、その解決手法の一つとして「繁華街におけ る収集モデル事業」の答申をいただきました。

これを受け、本事業を速やかに実施したところであり、今後はその検証について、さらに検討を重ねる必要があります。

一方、平成14年1月に環境省が公表した日本の環境政策に関するOECD環境保全成果報告によりますと、我が国は、ごみ処理費用回収のための手数料を拡充する旨の勧告を、加盟各国から受けました。

また自治体におきましても、政策・事業のコストに関する情報の透明化や、 費用や便益に対する評価が求められており、廃棄物政策・清掃事業における費 用及び便益の詳細な分析と住民への説明がますます必要であるとの認識にいた っております。

このような流れを受け、一般廃棄物処理の責任主体である本区といたしましては、廃棄物行政の効率化の促進や透明性の向上のために、ごみ処理経費負担について、課題検討を行わなければなりません。

こうしたことから「繁華街における収集モデル事業の検証とごみ処理手数料 について」ご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

これまでの審議経過概要

開催月日	議事と主な資料	内容
第3回	議事	・ 手数料徴収に関する法的根拠と処理経
(H16.1.27)	諮問事項 「ごみ処理手数料について」概要	費負担の現状認識を図り、質疑・応答
	説明	
	資料	
第5回	「資源・ごみ処理経費負担について」 議事	・ ごみ減量、負担の公平化等の課題解決と
(H16.7.14)	概要 「ごみ処理手数料について」	して家庭ごみ有料化の検証の必要性を
(1110.7.11)	資料	認識
	「多摩地域家庭ごみ有料化アンケート(部分)	・ 多摩地域における家庭ごみ有料化実施
	集約)」	状況の審議の中で視察実施を提案
	「国、都、23区における家庭ごみの有料化	・ 国、都、特別区の動向について現状報告
	の動向について」	
第6回	議事	・家庭ごみ有料化を実施している東村山
(H16.9.14)	「家庭ごみ有料化実施自治体の視察」 資料	市、日野市に訪問して、自治体職員及び 市民代表者から有料化に対する意見聴
	貝イヤ 「多摩地域家庭ごみ有料化視察資料(東村山	即氏に表有がら有料化に対する息見職 取と、質疑・応答
	市・日野市)」他、各市提供資料等	7, C. Q.M. 70 B
第7回	議事	・ 視察結果報告に対する意見と質疑・応答
(H16.11.9)	「東村山市・日野市視察結果について」	・ これまでの審議や国の動向等を踏まえ、
	「有料化に向けた考え方について」	一般的な家庭ごみの有料化について各
	資料	委員の意見聴取
	「東村山市・日野市視察結果のまとめ」	
	「これまでの審議の中で出た意見」 「多摩地区家庭ごみ有料化実施時期一覧」	
	「多摩地区家庭ごみ有料化未実施理由一覧」	
	「多摩地区ごみ処理手数料 参考データ」	
	「新聞報道「家庭ごみ処理 原則有料」」	
第8回	議事	・ 事業系ごみ、粗大ごみの手数料に関する
(H17.1.12)	「事業系ごみ・粗大ごみ手数料について」	経緯と現状の課題等について審議
	「家庭ごみ有料化の意見集約について」 資料	・ 前回の有料化に関する各委員の意見集 約に関する意見と質疑・応答
	臭行 「事業系ごみ手数料について」	がに関する息光と真然・心音
	「粗大ごみ手数料について」	
	「家庭ごみ有料化の意見集約」	
第9回	議事	・ 事業系ごみ、粗大ごみの手数料の改定に
(H17.3.15)	「事業系ごみ・粗大ごみ手数料について」	関する考え方とあわせて収集のあり方
	「家庭ごみの有料化について」 資料	等に関しての審議 ・ 豊島区における家庭ごみ有料化手法の
	│ 員科 │「事業系ごみ、粗大ごみの手数料等に関する	・・・
	論点整理」	
	「家庭ごみの有料化について」	
第 10 回	議事	・ 前回の審議での質問についての説明
(H17.3.28)	「家庭ごみ有料化についての前回の課題整理	・ 中間のまとめ(案)に関する審議
	について」 「ごみ処理手数料について 中間のまとめ案	
	この処理子数科にプロで 中間のまどの条	
	資料	
	「家庭ごみ有料化についての前回の課題整理	
	について」	
	「ごみ処理手数料について 中間のまとめ(案)」	

開催月日	議事と主な資料	内容
第 11 回	議事	・ 東京都の廃棄物政策について、東京都環
(H17.5.27)	「東京都の廃棄物政策について」	境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長
	「家庭ごみの有料化について」	による説明と、質疑・応答
	資料	・ レジ袋の有料化について、新聞報道を中
	「東京都の廃棄物政策について」	心とした現状の報告
	「レジ袋の有料化について」	・ 豊島区における家庭ごみ有料化手法の
	「家庭ごみの有料化について」	検証と、主な有料化手法4案を審議
	「主な有料化における手法・課題」	
第 12 回	議事	・ 容器包装リサイクル法見直しに係る、国
(H17.7.29)	「報告事項」	の審議会の、中間とりまとめ等の報告
	「ごみ処理手数料について 答申(素案)につい	・ ごみ処理手数料について 答申(素案)
	て」	の審議
	資料	
	「ごみ処理手数料について 答申 (素案)」	
	「リサイクル・清掃推進員会合での「中間のまと	
	め」報告状況」	
	「容器包装リサイクル法見直しに係る中間とり	
	まとめ等」	
	「区議会での清掃事業関係の一般質問及び報告 について」	

豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿

(平成15年9月11日~平成17年9月10日)

会 長 村 田 徳 治 ㈱循環資源研究所所長

会長代理 渋谷謙三 環境自治システム研究所所長

山 本 芳 生 東京商工会議所豊島支部事務局長(平成16年7月14日より)

城 座 一 雄 東京商工会議所豊島支部事務局長(平成16年7月13日まで)

瀬 戸 康 肇 太誠産業(株)

濱 勝 さくら小学校校長(平成16年7月14日より)

田 中 久美子 千早小学校校長(平成16年7月13日まで)

高 埜 秀 典 豊島区商店街連合会 副会長

山 田 祐 康 同栄資源回収事業協同組合

原 田 和 明 ㈱東武百貨店 池袋店

店舗運営支援室 顧客サービス部 部長

遠 竹 よしこ 豊島区議会議員

中島義春 豊島区議会議員

水 谷 泉 豊島区議会議員(平成17年5月23日より)

日 野 克 彰 豊島区議会議員(平成17年5月22日まで)

永野裕子 豊島区議会議員

福壽務前豐島区町会連合会会長

尾 上 多喜雄 豊島清掃協力会会長

大山ルリ 豊島清掃協力会婦人部部長

鷲 崎 智恵子 豊島区消費者団体連絡会会長 (平成 16年 7月 14 日より)

鈴 木 文 子 豊島区消費者団体連絡会会長(平成16年7月13日まで)

藤 井 壽 豊島区印刷関連産業団体協議会会長

本 間 美栄子 リサイクル・清掃推進員

村 上 政 美 公募委員

矢 口 節 子 公募委員

清 水 満洲雄 公募委員

河 原 勝 広 清掃環境部長

谷 川 哲 男 豊島清掃工場長(平成16年7月14日より平成17年7月15日まで)

森 浩 志 豊島清掃工場長 (平成 16 年 7 月 13 日まで)

ごみ処理手数料について 答申

平成17年9月発行

編集・発行 豊島区リサイクル・清掃審議会

(事務局:豊島区清掃環境部計画管理課)

電 話:03-3981-1320

F A X: 03-3981-6207